

写

(様式第1号)

受付番号	江議第 58/ 号
受付日	平成 28年 10月 3日
送付日	平成 28年 10月 3日
答弁期日	平成 28年 10月 17日
答弁受理日	年 月 日

江田島市議会議長 山根 啓志 様

会派名 無所属

質問者氏名 片平 司

文書質問書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

* 内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

(1) 質問項目

介護予防・日常生活支援総合事業の移行を平成28年4月に決めた理由について

(2) 質問の要旨

平成28年第4回定例会（9月）で介護予防・日常生活支援総合事業について一般質問を行った。答弁に対する疑問点などについて別紙のとおり問う。

(3) 答弁期日を指定する理由（議長指定以外の場合に必ず記入すること。）

内容を精査した答弁が必要なため。

別 紙

平成28年第4回定例会（9月）で介護予防・日常生活支援総合事業について一般質問を行つた。答弁に対する疑問点などについて次の事項について問う。

1. 事業者間の調整期間が必要なため平成28年4月移行に決めたとの答弁であったが、総合事業における指定事業者として平成27年4月に効力を発し「みなし指定」になっており、同じサービス・報酬での移行に事業者間の問題は起きないと考える。事業者の1番の問題は、サービスの質や内容が変わること及びそれに関わる雇用の問題や報酬が下がることである。（厚生労働省指針も事業者が困らないようにしており、行政の早期の移行を後押ししている。）

他に問題があるとすれば、「福祉施設等連絡協議会」等で行政が3月移行のメリットの説明や本気度の姿勢を出さなかつたことではないかと考えるがどうか。

2. 3月に移行すると利用者が混乱するとの答弁もあったが、厚労省指針も現状と同じ移行については準備不要としており、同じサービス・料金での移行は何ら混乱することはないと考え、納得ができない。3月に移行可能であったのに周辺市町に合わせ、きりの良い年度初めの4月に移行を決めたのは、行政の都合ではないのか。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業で、平成27年度移行のみ要介護認定に係る有効期間が最高24ヶ月延長ができる。次の①・②の金額を示していただきたい。
②の額は、最低でも平成29年度まで費用抑制ができ財源メリットは大きいと考えるが、どのように判断したのか。

① 1人当たり費用

=調査費 円 + 医療機関の意見書 円 + 審査会費用 円

②要支援1・2の更新申請時に係る費用総額

=①1人当たりの費用 円 × 要支援1・2の合計人数 人

4. 平成27年度での移行と平成28年度、29年度の移行に財源差は多くありませんとの答弁であった。全ての年度において財源比較をされたと思うが、その根拠（計算式等全て）を示していただきたい。（市町村が早期の円滑な事業移行を実施できるように、厚生労働省は新しい総合事業の上限の設定方式を示している。）

① 平成27年移行（平成28年3月移行）・・・診療報酬改定前の平成26年度実績で計算

ア 原則の上限及び選択可能のそれぞれの場合

イ 原則の上限10%特例上乗せする場合

ウ 選択できる上限10%特例上乗せする場合

※翌年度以降は原則の上限を実施額に置き換えることができる。

イ、ウどちらかの選択になるが平成27年度、平成28年度、平成29年度までの合計金額

② 平成28年度移行（平成28年4月移行）・・・診療報酬マイナス改定の平成27年度実績で計算。

③ 平成29年度移行（平成29年4月移行）・・・平成28年度実績がまだ無いため診療報酬マイナス改定の平成27年度実績及び75歳以上の高齢者の伸び率（予測値）で計算。

また、上記①～③の計算による比較で何がどうになったのか。その上で財源見通しをどのように考え判断したのかについて問う。

5. 一般質問において、事業計画の開始初年度事業対象者の見込み人数を質問したが、ちぐはぐな回答であった。どんな事業でも事業計画は必要で、初年度の事業対象者見込み、事業の内容（事業対象者見込み）があって、予算を計上し、事業計画通りに実施出来ているかを検証しながら執行するのは当然の事である。

初年度の事業対象者見込み人数が明らかにならなかつたが、人数が多くなるが上限を超えようが、決算時に補正をするので事業計画は必要ないと考えたのか。

厚生労働省は特別な事務は不要としているが、事業計画は不要とはしていない。平成28年度・平成29年度移行の場合は、最初から赤字決算となる可能性が高く、一般財源投入対策を検討する必要があるとして指針も示しているが、この点についてどう考えるのか。

以上、5項目について質問いたします。

(様式第2号)

江医第93号
平成28年10月17日

江田島市議会議長 様

江田島市長

(担当部:福祉保健部)



文書質問答弁書

江田島市議会基本条例第7条第4号及び第5号の規定に基づく片平議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の移行を平成28年4月に決めた理由について

(2) 答弁項目

- ・ 別紙のとおり



介護予防・日常生活支援総合事業の移行を平成28年4月に決めた理由について

1 当初本市では、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の移行につきましては、事業所主体による「緩和した基準によるサービスA」を想定していました。このため市内同一サービス・同一料金の設定について、あるいは議員ご指摘のとおり「みなし指定」の規定があるものの、各事業所における人員配置等の体制整備等について、全事業所との十分な調整期間が必要と考え、実施時期を平成28年4月1日としたものです。

これにより「江田島市老人福祉施設等連絡協議会」や「事業所連絡協議会」等での事業説明や、事業所との個別協議を行い、調整を図ろうといたしましたが、サービス内容・サービス料金・施設の設備・人材等、事業所の意見に隔たりが大きく、また実施により小規模な事業所が潰れてしまう可能性があるとの指摘もあり、「サービスA」については調整に至りませんでした。

このため、他市町の状況等も考慮しながら、まず現状のまま移行し、段階的に可能なものから多様なサービスを開始することといたしました。

2 1で答弁いたしましたとおり、全事業所との十分な調整期間が必要であると考えるとともに、事業実施に伴う要綱の制定、保険証等様式の変更、国保連と各事業所間の請求事務調整と変更事務等、現行での移行とはいえ、多くの準備が必要と考えておりました。

このため、年度途中の移行は利用者だけではなく、サービスを提供する事業所においても混乱を招くと考え、円滑かつ無理の無いように平成28年度4月から移行することといたしました。

なお、移行時期につきましては、平成27年第1回定例会におきまして、「江田島市介護保険条例の一部を改正する条例」により可決をいただいております。

3 早期に移行すれば費用抑制のメリットもありましたが、1及び2の答弁のとおり、諸事情を考慮し、総合的に判断して平成28年度から移行することといたしました。

なお、設定可能な認定有効期間につきましては、本市では事業移行に伴い平成28年度から24カ月となっております。

① 1人当たり費用

調査費 3,240円 + 医療機関意見書 3,240円 + 1件当たり審査会費用 6,491円 = 12,971円

② 要支援1・2の更新申請時に係る費用総額

1人当たり費用 12,971円 × 更新人数 458人 = 5,940,718円

4 総合事業上限額に係る試算の結果、平成27年度に事業移行することが総合事業上限額は最も有利であり、もし事業費が上限額を上回った場合には、超えた事業費の国費25%及び県費12.5%が市の負担となる可能性があります。

しかしながら、3の答弁のとおり、諸事情を考慮し、総合的に判断して平成28年度から移行することといたしました。

(1) 対象事業費推移

(単位：千円)

	H26 実績	H27 実績	H28(仮)	H29(仮)
介護予防訪問介護	33,634	31,244	31,244	31,244
介護予防通所介護	55,120	47,026	47,026	47,026
介護予防支援	18,334	19,062	19,062	19,062
介護予防事業費	6,928	9,219	9,219	9,219
計	114,016	106,551	106,551	106,551

※ H28・H29は、H27実績と同額とする。

(2) 後期高齢者人口の伸び率推計

(単位：%)

年度	H26	H27	H28	H29
伸び率	99.60%	99.52%	99.71%	100.01%

※ 第6期介護保険事業計画における推計から試算

(3) 試算結果（総合事業上限額）

(単位：千円)

	前年度実績	H27 上限	H28 上限	H29 上限
H27 移行 (H26 実績)	114,016	125,417	124,814	124,452
H28 移行 (H27 実績)	106,551	-	117,206	116,866
(H27 移行との差)			(△7,608)	(△7,586)
H29 移行 (H28 実績)	106,551	-	-	117,206
(H27 移行との差)				(△7,246)

←①イ

←②

←③

※ 厚生労働省の簡易推計シートにより試算

- ・ 移行初年度は、前年度実績に10%上乗せする。
- ・ 次年度以降は、前年度上限に前年度の後期高齢者の伸び率を乗ずる。

※ 試算の結果、事業費が上限額を上回った場合は、平成28年度移行では2年間で最大5,697千円の市負担が増える可能性があります。

$$H28 \text{ 分 } 7,608 \text{ 千円} \times (25\% + 12.5\%) = 2,853 \text{ 千円}$$

$$H29 \text{ 分 } 7,586 \text{ 千円} \times (25\% + 12.5\%) = 2,844 \text{ 千円}$$

$$\text{合計}=5,697 \text{ 千円}$$

5 議会で言い直しさせていただきましたが、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の対象者数としましては、平成28年8月末現在で、「要支援1」が302人、「要支援2」が235人の、合計537人の全員と考えております。

また事業計画の見込み人数で申し上げますと、平成27年度末に策定いたしました「第6期介護保険事業計画」による「要支援者1・2」の推計は、平成27年度は573人、

平成28年度は565人、平成29年度が599人となっております。

これらの推計に基づき、「第6期介護保険事業計画」におきまして、各サービス量の見込みから給付費を見込み、平成27年度から平成29年度までの保険料の基準月額を6,200円と算出しているところです。

なお予算につきましては、「第6期介護保険事業計画」及び前年度実績等を参考に当初予算を立てておりますが、平成28年度当初予算で申し上げますと、介護給付費準備基金繰入金は千円予算となっており、取り崩しの予定はありません。また平成27年度決算におきましても、介護給付費準備基金繰入金は0円と、取り崩しておりません。

市としましては、介護給付費の増大が懸念される中で、今後も財政の健全化及び給付の適正化に努め、介護保険制度の安定的な運営を図って参りたいと考えております。